

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(高松市指定 第3770100232号)

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご利用者の心身の状況やご利用者とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	7
7. 秘密保持について	7
8. 損害賠償について	7
9. 苦情の受付について	8
10. 非常災害対策について	9
11. 虐待防止について	9

12. 身体的拘束について	9
13. 業務継続計画の策定等	9
14. 衛生管理等	10

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 花園福祉会
(2) 法人所在地 香川県高松市上福岡町2004番地1
(3) 電話番号 087-837-0006
(4) 代表者氏名 理事長 三好 英幸
(5) 設立年月 平成7年7月6日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
令和2年4月1日指定 高松市第3770100232号
- (2) 事業の目的 在宅の要介護者等が、在宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるように、利用者に対して居宅介護サービス計画書の作成等の介護支援サービスを提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 はなぞの園老人介護支援センター
- (4) 事業所の所在地 香川県高松市上福岡町2004番地1
- (5) 電話番号 087-837-0307
- (6) 管理者氏名 稲木 通子
- (7) 当事業所の運営方針
- ① 本事業所において提供する居宅介護支援は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
 - ② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族の希望を的確に捉え、公正中立な立場で、利用者が必要とする適切な指定介護支援サービスを提供する。
 - ③ 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について、懇切丁寧に行い、理解しやすいように説明する。
 - ④ 指定介護支援サービスの提供の開始に当たっては、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該提供の開始について事前に利用者の同意を得ておくものとする。
 - ⑤ 事業の実施に当たっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。
 - ⑥ 常に提供した指定介護支援サービスの質の評価を行い、改善を図る。
- (8) 開設年月 平成11年10月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 高松市内全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日から土曜日まで。 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する日並びに12月31日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時から午後6時まで。 併設の特別養護老人ホームとの連携により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者兼介護支援専門員）	1名		1名	1名
2. 介護支援専門員	2名		2名	1名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご利用者の利用料負担はありません。

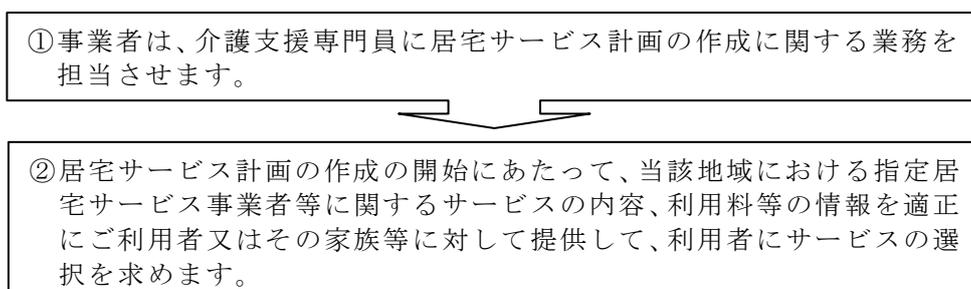
(1) サービスの内容と利用料金

〈サービスの内容〉

①居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉



③介護支援専門員は、ご利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、ご利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

※ ご利用者及びその家族は、当事業所に対して、居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業者について、複数の事業所の紹介を求めたり、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めたりすることができます。

※ ご利用者が病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えて下さい。

※ 指定居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、ご利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

※ 当事業所の居宅サービス計画（ケアプラン）の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は、別紙のとおりである。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご利用者、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

〈サービス利用料金〉（地域区別の単価 7級地 10,21円を含む）

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

ただし、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いください。

・基本報酬

介護支援専門員1人当たりの利用者の人数	要介護度	単位	介護報酬総額
40人未満 (居宅介護支援費Ⅰ)	要介護1・2	1,086	11,088円
	要介護3・4・5	1,411	14,406円
40人以上60人未満 (居宅介護支援費Ⅱ)	要介護1・2	544	5,554円
	要介護3・4・5	704	7,187円
60人以上 (居宅介護支援費Ⅲ)	要介護1・2	326	3,328円
	要介護3・4・5	422	4,308円

※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切におこなわれない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の50/100となります。

また2か月以上継続して該当する場合には、2か月目から算定しません。

※ 令和3年4月から令和3年9月までの間、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、基本報酬に0.1%上乘せされます。

・加算等

名 称	単位	介護報酬総額	要件等
初回加算	300	3,063円/月	新規や要支援者が要介護認定を受けた時に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上変更認定を受けた場合
特定事業所加算（Ⅰ）	519	5,298円/月	主任介護支援専門員の配置等、厚生労働大臣が定める基準に適合している場合
特定事業所加算（Ⅱ）	421	4,298円/月	
特定事業所加算（Ⅲ）	323	3,297円/月	
特定事業所加算（A）	114	1,163円/月	
特定事業所医療介護連携加算	125	1,276円/月	病院との連携や看取りへの対応につき一定の基準を満たす事業所である場合.
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250	2,552円/月	利用者が病院又は診療所に入院当日に、当該病院又は診療所の職員に対して、利用に関する必要な情報を提供した場合（1月につき1回を限度）

入院時情報連携加算(Ⅱ)	200	2,042円/月	利用者が病院又は診療所に入院後7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して、利用に関する必要な情報を提供した場合(1月につき1回を限度)
退院・退所加算(Ⅰ)イ (連携1回)	450	4,594円/月	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって、病院等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合(入院または入所期間中につき1回を限度)
退院・退所加算(Ⅰ)ロ (連携1回、 カンファレンス参加)	600	6,126円/月	
退院・退所加算(Ⅱ)イ (連携2回以上)	600	6,126円/月	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって、病院等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を受け、加えてカンファレンスに参加した上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合(入院または入所期間中につき1回を限度)
退院・退所加算(Ⅱ)ロ (連携2回、うち1回以上 カンファレンス参加)	750	7,657円/月	
退院・退所加算(Ⅲ) (連携3回以上、うち1回 以上カンファレンス参加)	900	9,189円/月	
通院時情報連携加算	50	510円/月	医師の診察を受ける際に同席し、医師等に心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合
緊急時等 居宅カンファレンス加算	200	2,042円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師等と共に利用者の居宅を訪問してカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合(月2回を限度)
ターミナルケア マネジメント加算	400	4,084円/月	在宅で死亡した末期の悪性腫瘍の利用者について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問して支援を実施し、利用者の情報を主治の医師等及び居宅サービス事業者へ提供した場合
特定事業所集中減算	-200	-2,042円/月	居宅サービス計画に位置付けたサービスが特定の事業者(法人)に不当に偏っている場合

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をいただきます。

通常の事業の実施地域を越える地点から、片道おおむね1キロメートルにつき37円

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振込み

百十四銀行 東支店 普通預金 0558889

名義：社会福祉法人花園福祉会 理事長三好英幸

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の介護支援専門員が交替してサービスを提供します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 秘密保持について

- (1) 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。
- (2) 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- (3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、事前に文書で得ておくものとします。

8. 損害賠償について

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

9. 苦情の受付について

(1) 当事業所に対する苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 介護支援専門員 〔氏名〕 樽 和代

○受付時間 毎週月曜日～土曜日（祝日除く）

9：00～18：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

高松市役所介護保険課	所在地 高松市番町1丁目8番15号 電話番号 (087) 839-2326 FAX (087) 839-2337 受付時間 9時00分から17時00分
香川県国民健康保険団体連合会	所在地 高松市福岡町2丁目3番2号 電話番号 (087) 822-7431 FAX (087) 822-6023 受付時間 9時00分から17時00分
香川県運営適正化委員会	所在地 高松市番町1丁目10番35号 電話番号 (087) 861-1300 FAX (087) 861-1300 受付時間 9時00分から17時00分

- ① 苦情解決責任者 管理者 稲木 通子
② 第三者委員 監事 久保 正範（連絡先 TEL 822-8305）
元民生委員 吉田 順子（連絡先 TEL 833-3813）

③ 苦情解決の方法

ア. 苦情の受付

苦情は直接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることでもあります。

イ. 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告致します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

ウ. 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ① 第三者委員による苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整、助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認

エ. 香川県運営適正化委員会の紹介

本事業所で解決できない苦情は、香川県社会福祉協議会（TEL 861-1300）に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

10. 非常災害対策について

非常災害時の対応	別途に定める「消防計画」「非常災害対策計画」に基づいて、利用者の人命を最優先に対応します。
防災設備	消火設備（スプリンクラー等）、通報設備、避難用すべり台等を完備しております。
防災訓練	夜間および昼間を想定した避難訓練を、年2回実施しております。

11. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者 管理者 稲木 通子
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の準備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（現に養護をしている家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを高松市に報告します。

12. 身体的拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で次に掲げることにより留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

13. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。
- (4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 はなぞの園老人介護支援センター

説明者職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ 印

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(続 柄 _____)

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

別紙

居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書

①前6か月間に作成した居宅サービス計画（ケアプラン）における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	18.9%
通所介護	59.6%
地域密着型通所介護	59.6%
福祉用具貸与	54.8%

②前6か月間に作成した居宅サービス計画（ケアプラン）における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	(有) ハロータクシー 26.1%	(株) ひな 17.4%	(株) なつめ 14.5%
通所介護	社会福祉法人花園福社会 38.2%	(有) ケア・ステーション 19.8%	(株) シニアライフアシスト 15.7%
地域密着型通所介護	社会福祉法人瑞祥会 5.5%	四国ヘルスサポート (株) 4.6%	(株) 西日本ファーマシー 2.8%
福祉用具貸与	(株) ヤマシタ 40.0%	(株) トーカイ 34.0%	総合福祉サービス (株) 8.0%

③判定期間 (令和6年度)

前期 (3月1日から8月末日)

後期 (9月1日から2月末日)